⑵　制度全体に占める当法人の掛金拠出割合（令和７年３月分）

0.38102％

⑶　補足説明

上記⑴の差引額の主な要因は、別途積立金49,012百万円であります。

また、平成27年４月に代行部分の将来分返上の認可を受けております。

５．有価証券の評価基準及び評価方法

⑴　関係会社株式

①　先端半導体・人工知能関連技術勘定

払い出し価格は移動平均法によっております。

期末日の評価については、独立行政法人会計基準第27に基づき当該会社の財務諸表を基礎とした純資産額に持分割合を乗じて算定した額（以下、「出資先持分額」という。）をもって貸借対照表価額としております。

移動平均法による取得原価との評価差額は、「独立行政法人情報処理推進機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する命令」（以下、「財会命令」という。）第９条の３に基づき、資本剰余金に対する加算又は控除として計上しております。

（追加情報）

令和７年度においては、関連会社の直近の決算書に当機構からの出資額が含まれていないため、当該決算書を基礎とし、直近決算日後の出資額を調整して出資先持分額を算定しております。

②　地域事業出資業務勘定

払い出し価格は移動平均法によっております。

期末日の評価については、独立行政法人会計基準第27に基づき、出資先持分額による評価（移動平均法による取得原価との評価差額は部分純資産直入法により処理）する方法によっております。

⑵　その他有価証券

①　市場価格のない株式等以外のもの

期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。

②　市場価格のない株式等

移動平均法による原価法によっております。

６．棚卸資産の評価基準及び評価方法

未成受託業務支出金

個別法による低価法を採用しております。

７．リース取引の処理方法

リース料総額が300万円以上のファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

リース料総額が300万円未満のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

８．収益及び費用の計上基準

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号令和２年３月31日。以下「収益認識基準」という。）を適用しており、約束したサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該サービスと交換に受け取れると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

当機構の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下の通りであります。

⑴　セキュリティ業務収入

当機構は、顧客に対してセキュリティに係るサービスを提供する義務を負っております。当該履行義務につきましては、当該セキュリティに係るサービスを提供した時点で収益を認識しております。

⑵　試験手数料収入

当機構は、顧客に対して情報処理技術者試験を提供する義務を負っております。当該履行義務につきましては、当該試験サービスを提供した時点で収益を認識しております。

なお、これらの収益は、顧客との契約において約束された対価にて算出しており、重要な変動対価の見積り及び金融要素は含まれておりません。また、取引の対価は履行義務の充足前又は履行義務を充足してから短期間に受領しております。

９．消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税込方式によっております。

Ⅱ．貸借対照表関係

１．保証債務の金額

令和７年度末の債務保証残高　46,705,595円

２．信用基金の金額

令和７年度末の残高　305,127,000円

上記金額は、「情報処理の促進に関する法律の一部を改正する法律」（平14法144号）第23条第１項の規定に基づく「信用基金」のうち、出えん金として受け入れた金額です。

３．固定資産の減損

該当事項はありません。

４．その他行政コスト累計額のうち、出資を財源に取得した資産に係る金額

令和７年度末の累計額　36,620,245,935円

５．前受金、前受収益のうち、契約負債に係る金額

サイバーセキュリティ業務	65,240,000円
債務保証業務	121,786円
情報処理技術者試験業務	167,733,300円